

2015年7月23日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

## 公的年金制度に関わる当面の重点要求

全日本年金者組合  
中央執行委員長 富田 浩康

貴職におかれましては、平素より厚生労働行政に精進されていることに敬意を表します。

私ども全日本年金者組合は、6月16～17日に第22回定期大会を開催し、公的年金制度に関わって、以下の重点要求を確認しましたので、その実現方をつよく申し入れます。

### 記

1. 現在の年金支給は2カ月ごとになっているが、毎月支給は国際標準であり、直ちに毎月支給に改めること。
2. 年金受給資格期間の10年への短縮は、消費税増税と切り離し、直ちに実施すること。
3. 低所得高齢者に老齢年金生活者支援給付金を早急に支給すること。
4. 鳥取・徳島地裁における「年金減額処分取消請求事件」に関して、貴職が広島・高松地裁へ移送を申し立てたことは、憲法32条に保障された「裁判を受ける権利」に著しい制約を加えるものであり、速やかに取り下げること。
5. 「年金情報の流出」問題を徹底的に糾明するとともに、4000万受給者に不利益が及ばないよう万全の対策を講じること。
6. 「消えた年金」については、最後の一人まで解明すること。大量の未解明を残したままの幕引きは行わないこと。
7. 年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドを廃止すること。
8. 高齢者の老後の生活を保障するため、全額国庫負担の最低保障年金制度を早急に実現すること。
9. 年金積立金は、被保険者、年金受給者の大切な財産であり、株への投資など危険な運用をさけ、安全に管理すること。
10. 年金からの医療・介護保険料と住民税の天引きを止めること。
11. 年金の支給開始年齢引き上げ、保険料の納付義務期間延長など、さらなる年金改悪はやめること。

以 上